

大阪市水道事業管理規程第8号

大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<u>（給料月額）</u>	[見出しを加える]
[第2条] <u>特定任期付企業職員（条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された大阪市水道局企業職員をいう。以下この条、第7条第1項及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</u> [表 略] [2・3 略]	[第2条] <u>条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された大阪市水道局企業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）には、次の給料表を適用する。</u> [表 同左] [2・3 同左]
[第3条] <u>任期付短時間勤務企業職員（条例第4条の規定により任期を定めて採用された大阪市水道局企業職員をいう。第5条、第6条及び第7条第2項において同じ。）の給料月額は、大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）別表第1及び別表第2の規定による給料月額に、その</u>	[第3条] <u>条例第4条の規定により任期を定めて採用された大阪市水道局企業職員（以下「任期付短時間勤務企業職員」という。）の給料月額は、大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）別表第1及び別表第2の規定による給料月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を大阪市水道</u>

者の1週間当たりの勤務時間を大阪市水道局職員就業規程（平成5年大阪市水道事業管理規程第3号）第3条第1項に規定する常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）とする。

[削る]

局職員就業規程（平成5年大阪市水道事業管理規程第3号）第3条第1項に規定する常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（特定任期付企業職員業績手当）

第4条 特定任期付企業職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められるものには、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

2 条例第12条第5項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、第2条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

3 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付企業職員のうち、特定任期付企業職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付企業職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付企業職員に対し、当該基準日の属する月の給与規程第28条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

[削る]

(期末手当等)

第5条 特定任期付企業職員に対する給与規程第28条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第7号）第2条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して別に管理規程で定める額）」とする。

2 任期付短時間勤務企業職員に対する給与規程第23条第1項及び第28条第3項の規定の適用については、給与規程第23条第1項第2号中「育児短時間勤務職員等及び」とあるのは「育児短時間勤務職員等、」と、「任期付短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第4条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員」と、給与規程第28条第3項中「その者の受ける号給に応じた額」とあるのは「その者の受ける号給に応じた額、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第4条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員にあっては、その者の受ける号給に応じた額（他の管理規程の規定により号給に応じた額と異なる給料月額が定められて

[削る]

第4条 新たに一般任期付企業職員（条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された大阪市水道局企業職員をいう。）となった者の給料月額は、その者の職務と責任及び他職員との均衡を考慮して決定することができる。

（任期付企業職員等の通勤手当）

第5条 任期付企業職員等（条例第3条の規定により任期を定めて採用された大阪市水道局企業職員及び任期付短時間勤務企業職員をいう。）に対する給与規程第21条第4項の規定の適用については、「又は育児休業法第6条第1項第1号若しくは第18条第1項」とあるのは、「、育児休業法第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条」とする。

（任期付短時間勤務企業職員の超過勤務手当）

第6条 任期付短時間勤務企業職員に対する給与規程第23条第1項第2号の規定の適用については、同号中「育児短時間勤務職員

いる者については、当該給料月額）」とする。  
（一般任期付企業職員の初任給等）

第6条 新たに一般任期付企業職員（条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された大阪市水道局企業職員をいう。）となった者の給料月額は、その者の職務と責任及び他職員との均衡を考慮して決定することができる。

[新設]

（任期付企業職員等の初任給等）

第7条 任期付企業職員等に対する給与規程第21条第4項の規定の適用については、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号若しくは第18条第1項」とあるのは、「、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条」とする。

[新設]

等及び」とあるのは「育児短時間勤務職員等、」と、「任期付短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第4条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員」とする。

（特定任期付企業職員及び任期付短時間勤務企業職員の期末手当）

第7条 特定任期付企業職員に対する給与規 [新設]

程第28条の規定の適用については、次に定めるところによる。

(1) 給与規程第28条第2項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の95」とする。

(2) 給与規程第28条第4項中「定める額」とあるのは「定める額（大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第7号）第2条第1項の給料表の適用を受ける職員にあつては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して別に管理規程で定める額）」とする。

2 任期付短時間勤務企業職員に対する第28条第3項の規定の適用については、同項中「その者の受ける号給に応じた額」とあるのは「その者の受ける号給に応じた額、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第4条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員にあつては、その者の受ける号給に応じた額（他の管理規程の規定

により号給に応じた額と異なる給料月額が定められている者については、当該給料月額)」とする。

(特定任期付企業職員の勤勉手当)

第8条 特定任期付企業職員に対する給与規程第29条の規定の適用については、次に定めるところによる。

- (1) 給与規程第29条第3項第1号中「100分の210」とあるのは「100分の175」とする。
- (2) 給与規程第29条第5項の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。

(施行の細目)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

[削る]

[新設]

(施行の細目)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「100分の160」と、「とあるのは「100分の145」と、」とする。

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。